

西海市教育委員会（令和7年第12回定例会）会議録

期 日： 令和7年12月24日（水） 午後1時30分開会

場 所： 西海市教育委員会 3階第会議室

出席委員： 教育長 渡邊 久範
委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席職員： 教育次長 田口 春樹
教育総務課 課長 吉浦 和也
課長補佐 熊本 英哲、山下 健悟
副参事 長岡 竜児（書記）
学校教育課 課長 高尾 晃
参事 尾畑 幸二
社会教育課 課長 尾崎 淳也
課長補佐 白濱 義晴、岩下 淳

傍聴者： 3名

1. 開会

○教育長

それでは、令和7年度第12回定例会教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に北島委員、谷口委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

なお、会議録は各委員への事前送付及び指名委員の署名により、承認されたものとみなします。

3. 会期決定について

○教育長

次に、会期の決定を議題とします。お諮りします。会期を本日1日限りといたしますが、ご異議はございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

続きまして、諸報告を行います。お手元の教育長一般報告12月分をご覧ください。

※以降、下表に基づき報告

月日	曜	項目
11月22日	土	令和7年度 西彼杵分校祭
11月23日	日	宗像神社神待祭奉納相撲太田和神社神待奉納相撲
11月26日 27日	水 木	校長2次ヒアリング
11月26日	水	西彼杵高等学校バレーボール部表敬訪問
11月28日	金	市議会定例会本会議招集
11月29日 30日	土 日	第73回長崎県地域婦人団体研究大会
11月30日	日	ながさきピース文化祭2025閉会式
12月1日	月	第8回校長会研修会
		高千穂町教育委員会来庁
12月2日 ～4日	火～木	市議会定例会本会議一般質問
12月5日	金	市議会定例会本会議質疑・委員会付託
12月7日	日	第16回関西西海市会総会・懇親会
12月12日	金	市議会定例会本会議採決
		令和7年度「中学生の税についての作文」表彰式
12月14日	日	第42回瀬戸ベアーズ杯少年ソフトボール大会
		第20回西海市七釜鍾乳洞ロードレース大会
		西海市市民音楽祭2025
12月16日	火	西海市民生委員推薦会
12月17日	水	西海市食育推進本部会議
12月18日	木	中堅教員等資質向上研修会西海ブロック実施運営委員会
12月22日	月	西彼青年の家理事会
12月23日	火	西彼中学校野球部 表敬訪問

簡単でございますけども、主な行事は以上です。ただいまの報告につきまして、何か質疑等はございますか。

(質疑なし)

はい、それでは無いようですので、以上で諸報告を終わります。ただいまから議事に入ります。

5. 議事

【日程第1】議案第62号「社会教育施設（図書館）の在り方について（諮問）」

○教育長

日程第1、議案第62号「社会教育施設（図書館）の在り方について（諮問）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第62号「社会教育施設（図書館）の在り方について（諮問）」。本議案の提案理由ですが、西海市社会教育施設等長寿命化計画の現況調査による、施設の劣化状況や近年の維持管理費が高騰している状況を踏まえ、持続可能な地域社会を支える学習拠点としての機能を維持向上させるよう、本市における社会教育施設としての図書館の今後の在り方について検討すべく、社会教育法第17条及び西海市社会教育委員条例第5条の規定に基づき、社会教育施設（図書館）の在り方について、同委員会に別紙のとおり諮問するものです。参考条文につきましては、1ページ下段から2ページに記載しております。

提案理由と重複する部分もありますが、本諮問について、経緯であったり、理由であったり、そういったところを記載しておりますので、諮問文を読み上げたいと思います。

諮問の経緯・理由、本市では令和7年度において、社会教育施設等の長寿命化を図り、今後の維持保全の方向性を示す、社会教育施設等長寿命化計画の改定に向け、現地調査を踏まえて現状評価を行っているが、その中で、社会教育施設の多くは老朽化が顕著に見られ、現状のまま現施設を管理運営するためには、大型改修を含む多額の公費投入が必要であることが判明している。西彼図書館にあっては、地盤沈下により建物全体に傾斜が見られることから、現施設を管理運営するためには、早期の大型改修が必要であることが判明しております。

図書館は、様々な書籍や記録、地域資料を保存・提供することにより、次代を生きる子どもたちを育み、多様に変化する社会を生き抜く人々の学びを支える、社会教育としての重要な役割を担っている。今後の利用者の安全性を確保し、市民サービスの向上を目指すためには、維持保全などの老朽化対策が必要であるが、人口減少の進行に伴い、利用者数や税収の減少が顕在化することにより、市立図書館全体の配置を含めた在り方について、俯瞰した調査研究が求められている。

また、西彼図書館においては、市役所本庁舎の位置やまちづくり基本方針が定められていない状況下において、当面本施設の機能を移設することが必要であると考えます。以上のことにより、次の事項について調査・審議等をお願いしたい。

1. 本市における、持続可能な地域社会を支える学習拠点としての社会教育施設（図書館）の在り方について。2. 西彼図書館に移設について。提案理由については以上でございます。

○教育長

この関連資料についての説明はよろしいですかね。

○教育次長

失礼しました。社会教育施設の図書館について諮問に至る経緯、経過を関係資料としてまとめております。経過につきましては、先ほどからの提案理由、あるいは諮問文に経緯等をまとめており、重複しておりますので、割愛をさせていただいております。

資料といたしまして、西海市立図書館の概要、そして図書館・図書室の位置図をまとめております。2ページについては各施設の状況、そして開館時間等をまとめております。また、運営やこれまでの維持管理経費について、過去3年分の統計調査等の資料を掲載しております。また、来館者数につきましても、資料に記載をしております。

最後のページが、市立図書館あるいは図書室の位置図になります。旧町にそれぞれ1館、5つあるような形になりますが、当面西彼図書館について先ほど説明しているとおり、地盤沈下に伴う建物の傾斜等がありますので、それについてはもう移設せざるをえないだろうという判断になっております。また、将来的な市立図書館の在り方、これについての方向性を社会教育委員会としてまとめていただきたいと考えているところです。関係資料につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま議案第62号の説明がありましたが、質疑はありませんか。はい、矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

諮問ということなので今から討議されると思うのですが、その西彼図書館を当面移設というお話ですけれども、今回その西彼地区のどこかに移設っていうことを考えられてるんでしょうか。その移設場所をどこか、もう考えられてるんでしょうか。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

諮問文の中にもありますように、まずまちづくり、西海市全体のまちづくりをどういうふうにするのかという基本的な方針については、市役所の本庁舎がどこになるのかというのが大きく影響するところがあります。そういったまだ未確定要素がある中で、図書館を今後新たに新設したりといったところは、なかなか難しいところもあると考えております。

関係資料の4ページに図書館の位置図をお示ししております。先ほど説明のとおり、旧町に1つの図書館あるいは図書室を設置しておりますので、西彼図書館を移設するということになれば、基本的には現状の形を変えないような、実質西彼地区の中で移設先がないのかというところをまずは検討していただくということで考えております。

また、あくまで移設になりますので、全体的な、将来的な西海市立図書館の在り方、そこをしっかりと、まずは見定めなければいけませんので、多額の移設経費はかけられないと考えているところです。ですので、例えば、西彼地区にある教育施設の中に、図書館の機能を入れ込むであるとか、あるいは教育施設以外の公共施設に入れ込むであるとか、そういったところも視野に検討していただくということで考えているところです。

○教育長

よろしいでしょうか。他ございませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

非常に細かいところで恐縮なんですけども、議案書なんですけど、議案63号を見るとわかりやすいんですけども、ここにはきちんと西海市スポーツ推進審議会へ諮問するとなっていて、62号は同委員会となっていて、同委員会が何を指すかを類推して社会教育委員の会だろうなと思うんで、やっぱりここはきちんと、西海市社会教育委員の会とすべきかなと。すいません。次回からよろしくお願いします。

諮問をして、本当いろいろと議論を重ねていかれると思います。今、矢吹委員が言われたようなところも含めて、やはり一番大きなものは暫定的なものではなくて将来的なビジョンを考えたときに、ミュージアム構想みたいなことも以前ありましたし、当然図書館自体の機能性ということや、様々な観点がある。今言われたまちづくり、武雄なんかはそれをうまく活用して、私が知っている西海市民は、あそこまで行かないと調べられないみたいなことで行かれてますけれども、そういったまちづくりの観点ってということ。

それから、やはり文化に触れながら過ごすという場所であったりすること。一方で、本当にこれからテクノロジーが進んでいく時代の中にあって、その知識とか、そういったデータみたいなもの、小説とかも全部含めて、そういったものがもう、いわば無形のものになってきているところを、どう今後活かしていった、どこにいてもアクセスできるようにしていくといったような構造も当然ありますし、2030年になってくると、ほとんどがもう仮想の世界の中での、仕事の場合も、バーチャルの世界の中での様々なやりとりとか出てくる中で、いろいろと本当に研究が必要かなと思っておりますので、どうぞ教育委員会のほうではそういったバックアップ、情報の収集ですとか予測も含めたところでの、また、他県って言ったら語弊があるかもしれませんが、様々な地域の考え方とかいったようなところもぜひ、いわゆる議論のソースとなるようなものを、準備をしっかりとさせていただいて、いろんな角度から議論していただければなと思います。よろしくお願いします。意見です。

○教育長

はい、ご意見ありがとうございました。他にこの議案について質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第62号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第62号「社会教育施設（図書館）の在り方について（諮問）」は原案のとおり可決されました。

【日程第2】議案第63号「社会体育施設（プール）の在り方について（諮問）」

○教育長

日程第2、議案第63号「社会体育施設（プール）の在り方について（諮問）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい、議案第63号「社会体育施設（プール）の在り方について（諮問）」。本議案の提案理由ですが、西海市が設置するプールについて、現在の整備状況、利用者数等を踏まえ、引き続き児童生徒や市民のスポーツ活動を継続できるよう、今後の本市における望ましいプールの在り方について検討する必要があることから、西海市スポーツ推進審議会へ諮問しようとするものです。参考条文につきましては、1ページの下段に記載をしております。

2ページを開いてください。こちらが諮問文になります。その中で令和7年と数字が入っておりますが、これ7という数字はちょっと削除していただきたいと思っております。

諮問の経緯及び理由について読み上げたいと思っております。大島プールは建設後70年近くが経過し、老朽化により設備の不具合が多発している。今年度は漏水も発生し、利用者の安全確保のためには対処療法的な改修ではなく、多額な費用を伴う大規模改修が必要と考えられるが、近年の温暖化の影響により、熱中症予防上の措置として、施設の開放を中止する日々も年々増加し、利用率は低迷をしております。

次に、大瀬戸総合運動公園プールについては、平成23年に建設され、比較的新しい施設ではあるが、今後は経年劣化に伴う修繕を含めた維持管理費が増加していくことが想定されます。

また、両施設については、維持管理に充てるための使用料を徴収していないことから、受益者負担の適正化と財源確保のために、市の方針に沿った全庁的な使用料の見直しを行う予定としております。

このような状況から、市営プールの現在の整備状況、利用者数等を踏まえ、引き続き児童生徒や市民のスポーツ活動を継続できるよう、今後の本市における望ましいプールの在り方について検討する必要があることから、下記の事項について調査審議をお願いしたい。

1. 大島プールの廃止について。2. 瀬戸総合運動公園プールの管理運営について。3. プールの使用料について。

関係資料に移りたいと思います。これについても先ほどの議案と同様、経過については省略をさせていただきたいと思います。資料については大島プールの概要、大瀬戸総合運動公園プールの概要をまとめております。2ページ、そして3ページにその内容がまとめられているところです。

それぞれのプールの建設年であったりといった経過、そして設備の内容、今年度の開館日時、運営方法、維持管理の経費、そして利用者数等をまとめておりますので、ご覧させていただきたいと思います。提案理由については以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第63号の説明がありました。質疑はありませんか。はい、矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

はい。大島プールを廃止して、大瀬戸運動公園プールへの集約化を行うということですが、毎年大島プールのほうは学校の水泳の授業で使われているように、こちらに記載されていますけれども、今後はどのような体制を取るようにお考えでしょうか。

○教育長

教育次長。

○教育次長

現段階での対応方針なんですけれども、大崎小学校が、学校の授業のときに、この大島プールを利用しているところです。もし仮に廃止となった場合の対応なんです。一番近い学校プールとして西海小学校のプールがございまして、そちらに移送して授業を行うよう考えているところです。

実際、主な利用団体としては、やはり学校が一番大きいところではあるんですが、夏休みの期間、学童等での利用ということも実績としてあります。そういったところにつきましては、小学校であったり、あるいは学童クラブであったり、事前にしっかりと状況を確認し、またご意見を踏まえながら、スポーツ推進審議会のほうで検討していただくということで予定しているところです。

○教育長

よろしかったでしょうか。他にございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第63号は、原案のとおり可決することにご異議

ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第63号「社会体育施設（プール）の在り方について（諮問）」は原案のとおり可決されました。

【日程第3】議案第64号「令和7年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の決定について」

○教育長

日程第3、議案第64号「令和7年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の決定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい、議案第64号「令和7年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の決定について」になります。本議案の提案理由ですが、西海市教育文化スポーツ功労表彰選考委員会から審議結果の報告があったので、令和7年度の教育・文化・スポーツ功労表彰の被表彰者を決定しようとするものです。参考条文につきましては、1ページから2ページ、2ページにつきましては、具体的な表彰の区分とまとめた資料になりますので、掲載をさせていただいております。3ページ以降が選考委員会の選考結果の報告になります。本日配布をさせていただいておりますが、委員会の判定でバツ、要は表彰できないというところが漏れておりましたので、今日配付をさせていただいてるところです。

本年12月4日に、功労表彰の選考委員会を開催しております。審議結果につきましては、功労表彰調書に記載のとおりとなっておりますので、4ページを開いていただければよろしいでしょうか。

まず、規則の第1号該当功労表彰の部分になります。表彰の種類が社会教育功労です。村田利夫さん。これについては、太田尾の自治会長から推薦が上がっております。功績の概要ですが、太田尾地区自治会役員を36年以上勤め、太田尾地区運動会、敬老文化祭、新春マラソン大会など、地区内の行事に献身的に取り組み、社会教育の振興発展に貢献したという内容となっております。細かい内容については記載のとおりです。

次に5ページ、これについても功労表彰になります。表彰の種類が文化功労、野川洋子さん、上野千香子さん、いずれも太田和行政区長からの推薦となっております。功績概要ですが、両名とも太田和地区の金刀比羅神社及び太田和神社において、神事舞として奉納される、浦安の舞を伝承するべく、24年以上師匠として子どもたちを指導し、伝統芸能の保存・普及に貢献したということで、詳細については記載のとおりでございます。

次に6ページを開いていただければよろしいでしょうか。こちらも功労表彰になりますが、スポーツ功労の表彰になります。志賀武美さん。これについては横瀬西行政区長からのご推薦となっております。相撲競技指導者として、多年にわたり地元子どもたちへ指導を行い、

地域のスポーツ振興及び健全育成に貢献しているということになります。詳細については記載のとおりです。

次に7ページからは顕彰の表彰になります。スポーツ顕彰として、個人で田口愛沙さん、山川海人さん、森七菜美さんが選ばれております。それぞれ、鳥加行政区長、社会教育課長、そして伊ノ浦自治会長及び西彼農業高等学校の校長先生からご推薦をいただいております。

田口愛沙さんは、令和7年度に開催されたテコンドー競技の大会において、優秀な成績を収めたという内容になっております。詳細については記載のとおりです。

次に山川海人さん、令和7年度に開催された野球競技の大会において、優秀な成績をおさめた。森七菜美さん、令和7年度に開催されたウエイトリフティング競技の大会において、優秀な成績を収めたということで、それぞれ、詳細については記載のとおりとなっております。

次に団体に移ります。西彼杵高等学校女子バレーボール部、これについては同校の校長先生から推薦がっております。令和7年度に開催されたバレーボール競技の大会において、優秀な成績を収めたということになります。

以上が被表彰者として選考された、個人及び団体になります。なお、選考に漏れた、川添琉愛さん、そして相川祐楽さんですけれども、まず川添さんについては、他の展覧会、例えば県展での特別賞受賞とか、そういったところまでの該当にはならないということで、表彰の選考には漏れたという形になります。また相川さんについては、県大会優勝、これが1つの選考の基準になってるんですけれども、そこまでには至らないということで、選考から漏れたという形になっております。提案理由については以上でございます。

○教育長

ただいま議案第64号の説明がありました但質疑はありますか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありますか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第64号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第64号「令和7年度教育・文化・スポーツ功勞表彰被表彰者の決定について」は原案のとおり可決されました。

【日程第4】議案第65号「西海市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第4、議案第65号「西海市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第65号「西海市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について」です。本議案の提案理由ですが、第三期西海市教育振興基本計画の策定を行うため、同計画策定委員会へ委員を委嘱しようとするものです。なお、委員の任期は委嘱の日から1年間とするものです。参考条文につきましては、1ページ下段のほうに記載をしております。2ページに委員名簿の案を掲載しております。これは条例の区分に基づいてそれぞれ選考しております。1番と2番については、西海市の校長会から推薦を受けた方々になります。3番については社会教育委員会、4番についてはスポーツ協会、そして5番については文化協会、6番については市のPTA連合会から推薦を受けております。

7番から9番につきましては、学識経験者ということで3名の方を委嘱予定になっております。なお、10番、公募委員につきましては、11月の月上旬から12月の月上旬まで約1か月間募集をしております。これについては市の広報誌であったり、市のウェブサイトで募集をしておりましたが、なかなか、申し込みといいますが、そういった方々がいらっしゃらなく、また、個別で何名かの方にご相談をしたんですが、やはりお引き受けするのは難しいということで、現在欠員という状況になっております。

以上のような内容で、策定委員会の委員を委嘱したいと考えているところです。提案理由については以上でございます。

○教育長

ただいま議案第65号の説明がありましたが、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第65号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第65号「西海市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について」は原案のとおり可決されました。

【日程第5】議案第66号「西海市教育振興基本計画の策定について（諮問）」

○教育長

日程第5、議案第66号「西海市教育振興基本計画の策定について（諮問）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第66号「西海市教育振興基本計画の策定について（諮問）」。本議案の提案理由ですが、西海市教育振興基本計画の計画期間が令和8年度で終了することから、始期を令和9年度とする新たな計画を作成するため、西海市教育振興基本計画策定委員会に諮問しようとするものです。参考条文につきましては、1ページ下段のほうに記載をしております。それでは2ページを開いてください。諮問文になります。諮問の経過及び理由を読み上げたいと思います。

教育基本法第16条の規定により、地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないとされており、本市では平成28年度において、計画期間を平成29年度から令和8年度までの10年間とした第二期西海市教育振興基本計画を策定し、教育施策の推進に当たっております。今回この計画が期間満了をため迎えるため、同じく計画期間が満了する西海市総合計画と連動する形で、社会情勢の変化や教育環境の状況などを的確に反映させた、新たな教育振興基本計画を策定する必要があります。

また、教育振興基本計画の策定にあたっては、西海市教育振興基本計画策定委員会条例第2条の規定により、教育委員会の諮問に応じて本市の教育の振興に関する基本計画について必要な事項を調査審議し、その結果を答申するとされています。

以上のことにより、下記の事項について調査審議をお願いしたいとしております。1つ目として、西海市教育大綱における教育政策を実現するための施策の検討。それと、1の施策における主な取組と目標とする指標の検討。この2項目を、調査審議していただきたいと考えているところです。提案理由については以上でございますが、あくまでこの計画につきましては、教育大綱を具体化するという形になりますので、本日、策定後の教育大綱についても配布をさせていただいているところです。提案理由については以上でございます。

○教育長

ただいま議案第66号の説明がありましたが、質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

9年度からの次期の振興計画ということだと思いますが、大まかな答申までのスケジュールがわかれば教えていただければと思います。

○教育長

教育総務課長。

○教育総務課長

今回の議案の承認をいただいた後に、1月にまず1回目、その時には新たな教育大綱の説明。委嘱をするわけですけども、委嘱をしてから説明を第1回目にするという形で、大体ふた月に1回ぐらいのペースで、任期が1年になっておりますので、今年年明け、1月の半ば

ごろに委嘱をすれば、それから1年間の任期になりますので、それまでには答申をいただくという形になっております。3月には教育振興計画の完了をしたいというスケジュールになっております。

○教育長

よろしいでしょうか。はい、他にございませんか。はい、武宮委員どうぞ。

○武宮委員

先ほど経緯と理由をご説明いただいた中に、この教育振興基本計画が西海市総合計画と連動するとうたってありますが、これ、具体的に行動にどういう形で連動していくのかっていうのを教えていただけますか。

○教育長

教育総務課長。

○教育総務課長

市の一番の大元になる計画というのは、西海市総合計画になりまして、教育部門については、やはりこの教育大綱をもとにした教育振興計画が大元になると思いますので、教育大綱、教育振興計画を、逆に次期総合計画の中に盛り込んでいただくような形になっていくのだらうと思っております。ですので、総合計画は総合計画で、教育の方向性を示すわけじゃなくて、あくまでも教育大綱、教育振興計画を総合計画に盛り込むような形で考えていただければいいかと思っております。

○教育長

よろしいでしょうか。はい、他にございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第66号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第66号「西海市教育振興基本計画の策定について（諮問）」は原案のとおり可決されました。

○教育長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。その他について事務局から諸報告をお願いします。

6. その他

各課諸報告（資料により報告）

○教育長

はい、ただいま各課から連絡報告ありましたけども、委員の皆様方から何かございませんか。はい、矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

今、教育総務課のほうからご報告がありましたけども、私も西彼中学校をちょっと訪問させていただいたときに理科室がすごく暑くて、エアコンを入れていただきたいなと思っておりましたので、予算に計上していただいているということで、本当ありがとうございました。以上です。

○教育長

ありがとうございます。他、ございませんか。はい、それではないようですので、以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後2時20分閉会）

次回の定例教育委員会：1月23日（金）午後1時30分から

署名

令和 年 月 日

教育委員

教育委員

職員
